

## 補章 1 沖縄県における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Okinawa Prefecture

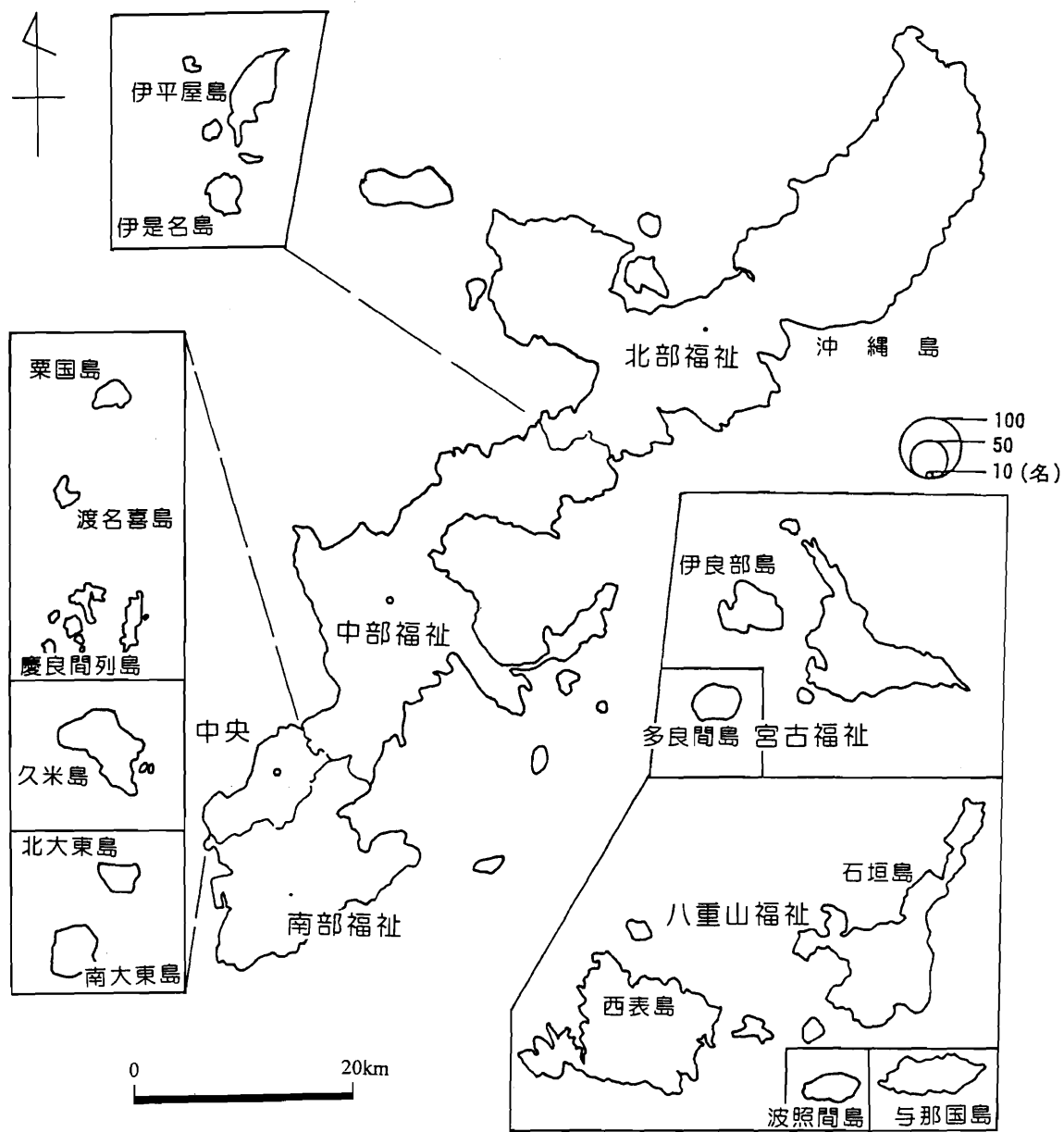
Shusaku NAKAMURA

沖縄県には、在来型行商に関する条例法規がない。とはいっても行商活動がなかったわけではない。かつて世界各地に出漁したことで知られる糸満漁民の漁獲物は、女性行商人によって捌かされ、那覇の町でもたくさんの女性行商人（「イユウイ（魚売り）アバー」）が活躍していた<sup>1)</sup>。彼女らは、頭上運搬で魚を運んだことから「カミアチネー（頭商い）」と呼ばれていた<sup>2)</sup>。

その状況が一変したのは、沖縄の本土復帰（1972年）以降のことである。県では、衛生上の見地から魚介類行商を認めず、営業者に罰則を加えて廃業させる方針をとっており、営業者は現在ほとんどみとめられない<sup>3)</sup>。各保健所に問い合わせたところ、1990年頃まで、いわゆる女性行商がみられた<sup>4)</sup>、例外的でわあるが、現在もバイクによる行商がみられるという回答も得られた<sup>5)</sup>。

自動車営業は、「食品衛生法」に係る「食品衛生法施行条例」<sup>6)</sup>の下、「食品移動販売車による営業の取扱規程」<sup>7)</sup>に基づき、住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、施設状況により5～7年となっている。なお、自動車営業車には、機械式冷凍冷蔵設備の設置が義務づけられている。自動車営業車の様式について、各保健所担当者によると<sup>8)</sup>、営業活動のある4保健所管内の全てで魚介類専用車のみみられ、肉、乳類、雑貨などとの混載型車はみられなかった。車型としては、北部福祉保健所管内で軽トラック改造型、中部福祉保健所管内で普通トラック改造型、中央保健所管内で普通、軽自動車改造型、南部福祉保健所管内でワゴン型が多いという回答を得た。

第1図は、自動車営業者の保健所区別分布を示している。これによると、営業者は、沖縄県全体でわずか14名、その全てが沖縄本島において活動している。うち、最大が那覇市を含む中央保健所管内の6名、次いで中部福祉保健所管内の5名、北部福祉保健所管内の2名、南部福祉保健所管内の1名となっている。一方で、離島部の八重山福祉保健所管内や宮古福祉保健所管内では営業者が0となっている。このうち、宮古福祉保健所管内では、かつて1名自動車営業があったが、10年ほど前に廃業したとのことであった<sup>9)</sup>。



第1図 沖縄県における魚介類自動車営業者の保健所区別分布

保健所管轄区は、2004年現在。沖縄県6保健所の資料により作成。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた沖縄県、各保健所食品衛生担当諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成 15 年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」(基盤研究(C)(2), 課題番号 15520503)の一部を使用した。また、本稿の骨子については、2004 年度人文地理学会大会(於 佛教大学)において発表した。

## 注

- 1) 小松瑠美子「魚売りあばーが見た戦前の那覇の東町市場」(琉球新報社編『なは女性史証言集 4 女のあしあと』那覇市総務部女性室, 2001), 29-44 頁。川田文子「石垣島の糸満女」(『琉球弧の女たち』冬樹社, 1983), 119-131 頁。
- 2) 那覇女性史編集委員会編『なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編)』, ドメス出版, 1998, 116 頁。
- 3) 加藤久子『糸満アンマー ～海人の妻たちの労働と生活～』ひるぎ社, 1990, 11-20 頁の糸満マチグラー(公設市場)の魚売り女に関する記述の中で、取り締まりに当たる保健所とやりとりが記されている。
- 4) 八重山福祉保健所による。
- 5) 宮古福祉保健所による。
- 6) 沖縄県「食品衛生法施行条例」(平成 12 年 3 月 31 日沖縄県条例第 25 号, 改正平成 16 年 3 月 25 日条例第 12 号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和 47 年 5 月 15 日沖縄県規則第 44 号, 改正平成 16 年 3 月 25 日規則第 24 号)。
- 7) 沖縄県「食品移動販売車による営業の取扱規程」(昭和 55 年 11 月 6 日告示第 660 号)。
- 8) 調査は、2004 年 9 月に沖縄県福祉保健部薬務衛生課における聞き取り、および資料調査を行った後、沖縄県各保健所食品衛生部署に調査用紙を送り、全保健所から回答を得た。
- 9) なお、沖縄県に関しては、前回調査において自動車営業者数を把握できなかったため、その数的変化については不明である。